

児童生徒数の増加状況と対応方針について

本市は「すべてのひとにやさしいまちづくり」に積極的に取り組み、子育て世帯を中心として人口が増加し、児童生徒数の増加も続いています。

それにより、多様な考え方を持つ児童生徒が集まり、活気ある学校づくりが進められている一方、教室の不足や運動場・校舎の過密化などの課題も現れています。

こうした状況につきまして、明石市立学校通学区域審議会での今後の対応の方向性について確認いただきましたので報告します。

1 市内の児童生徒数の状況

(1) 市内児童生徒数等（特別支援学級含む）

	2018年度	2022年度	2028年度<推計値>
児童生徒数	15,886人	16,861人(+6.1%)	18,556人
学級数	608学級	645学級(+6.1%)	724学級

※ 各校区の状況は別紙「年度別児童数・学級数の推移と推計」のとおり

※ 推計値の算出に当たっては、住戸の開発協議件数及び市外からの転入者数に基づく社会動態推計値を含めている。

(2) 増加の要因

① 市内人口数の増加（児童生徒数・学級数増の要因）

	2018年度	2022年度
市内人口	296,633人	304,108人(+2.5%)

② 特別支援学級在籍児童生徒数の増（学級数増の要因）

	2018年度	2022年度
小学校	336人	543人(+61.6%)
中学校	158人	209人(+32.3%)
合計	494人	752人(+52.2%)

③ 少人数学級編制の推進（学級数増の要因）

1学級人数	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
現在	30	35	35	35	40	40	35	40	40
2024年度～	30	35	35	35	35	40	35	40	40
2025年度～	30	35	35	35	35	35	35	40	40

※ 2020年度から高丘小中一貫教育校（高丘東小学校、高丘西小学校、高丘中学校）において、特色ある教育内容の一環として全学年30人学級を開始

※ 教室数の不足により、小1の30人学級について1校で未実施（山手小）

2 これまでの児童数増対策

(1) 仮設校舎等の建設

通常学級数、特別支援学級数の増加や給食喫食数の増加に対応するため仮設校舎等を建設

設置時期	学校名	整備規模
2012(平成 24)年 3 月	大久保小	普通教室 4 部屋
2014(平成 26)年 3 月	大久保小	普通教室 2 部屋 (※) 上記建物を増築
2016(平成 28)年 6 月	山手小	普通教室 6 部屋
2019(平成 31) 年 3 月	沢池小	普通教室 4 部屋 (既存建物 (2 部屋) 解体)
2020(令和 2)年 6 月	山手小	給食室
2021(令和 3)年 3 月	沢池小	普通教室 10 部屋
2021(令和 3)年 3 月	人丸小	普通教室 2 部屋、放課後児童クラブ 2 部屋
2022(令和 4)年 6 月	沢池小	給食室・普通教室 3 部屋
2023(令和 5)年 3 月(予定)	大久保北中	普通教室 6 部屋、学習室、配膳室

(2) 通学区域の変更

児童数の多い小学校の校区の一部を隣接する小学校に変更

変更時期	学校名	整備規模
2016(平成 28)年 6 月	大久保小→大久保南小 →沢池小	大規模 (大久保小学校の児童数急増のための大規模な校区変更)
2017 (平成 29)年 4 月	山手小 →高丘東小	中規模 (喰ヶ池の埋め立てによる新規開発地域)
2021 (令和 3) 年 10 月	藤江小 →大久保南小	小規模 (2 つの校区にまたがる新規開発地域)

(3) 小中一貫教育校の導入 (市全域から就学可能)

2021 (令和 3) 年 4 月から高丘東小学校、高丘西小学校、高丘中学校の 3 校は、市内初の小中一貫教育校として、全学年 30 人学級や A L T の重点配置などの特色ある教育を実施していくこととなったが、すべての市民が、希望に応じて当該特色の中で児童・生徒を学ばせることが可能となるよう、通学区域特認校制度 (従来の通学区域を残したまま市内どこからでも通学できる制度) を導入している。

この制度により、山手小学校や大久保小学校など周辺の学校から入学する児童生徒も多く、副次的な効果として、これらの学校の過密化の解消にも寄与している。

3 今後の対応方針（通学区域審議で確認）

- 従来の「自然動態を基礎とした将来推計」に社会動態を加えることで、予測精度の向上を図り、中長期的に対策が必要な学校を把握する。
- 対策が必要な学校については、個別調書を作成し対応の方向性を協議する。
- 一時的な運用面の工夫での対応が難しく、物理的な教室確保が必要な学校については、既存教室の転用などを優先して検討し、それでも不足する場合は、仮設校舎の建設など必要な措置を講じていく。

＜確保策の例＞

- ・特別支援学級を通常学級の半分のスペースで一時的に運営
- ・小学1年生30人学級を35人で一時的に運営
- ・放課後児童クラブの退去（特別教室の共用なども検討）
- ・仮設校舎の建設

4 明石市立学校通学区域審議会での主なご意見

委員からの主な意見	市の考え方
<p>【児童生徒数の将来推計】</p> <p>○ 社会動態を加えた推計への変更で、より細やかな検討ができる。</p>	<p>中長期的な視点で、転入者や開発など社会動態による影響を審議会で示し、必要な措置を講じる。</p>
<p>【特別支援学級の半教室利用】</p> <p>○ 特別支援学級の半教室利用ありきで考えないでほしい。また、実施するとしても障害の特性や利用人数にも配慮してほしい。</p>	<p>半教室利用は、やむを得ない場合の一時的な運用であり、特別教室の普通教室への転用や、普通教室にはできない部屋を、特別支援学級で活用するなど施設の最大限の活用を優先検討している。</p> <p>もし、半教室利用する場合も、児童生徒数が多い学級や、教室内を走り回ってしまうような特性がある子どもが在籍する学級は避けるなど障害の特性や利用人数にも配慮している。</p>
<p>【過大規模の学校生活への影響】</p> <p>○ トイレの混雑、仮設校舎からトイレが遠い、一人あたり運動場や体育館の広さに差がある等の問題に対して、将来でなく現在の在籍児童たちのケアが重要</p> <p>○ 体育や行事が満足に実施できないので、分散実施などで対応</p> <p>○ 少人数学習用の部屋が不足</p> <p>○ 過大規模校では、音楽室が1部屋では足りないと感じている</p>	<p>教室不足については、普通教室不足の解消を最優先に、既存校舎内の教室の転用や仮設校舎建設といった対応をしている。仮設校舎建設にあたっては、できる限りトイレも含めた整備を検討している。一方で、運動場、体育館、プール、特別教室など容易に拡充することが難しい施設にあっては、行事の分散実施、使用時間帯を分けるなどの運用上の工夫により対応している。</p> <p>今後も児童生徒の平等に教育を受ける権利を保障し、健やかな育ちの環境づくりに取り組んでいく。</p>

委員からの主な意見	市の考え方
<p>【過大規模の学校施設への影響】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 過大規模校では、すでに仮設校舎が設置されており新たな仮設校舎を設置する余地がない ○ 工事用トラックの通行の危険や騒音などの問題がある ○ 今後の新築、改築の際は児童生徒数の増加を見越して、余裕をもって作ることが必要 	<p>既存の校舎内で児童生徒が収まりきらなくなる場合には、学校の敷地内に仮設校舎等を建設し、教室数を増やして対応しているが、その際には、将来の児童生徒数の見込みを考慮して建設している。</p> <p>また、工事に当たっては、長期休業期間を活用するなど子どもたちへの影響ができる限り小さくなるよう工夫している。</p>
<p>【放課後児童クラブとの関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童が増えると学童の放課後児童クラブの入所者数も増えるので、放課後児童クラブの事情にも配慮しながら、対策案の検討が必要 	<p>本市の放課後児童クラブは、安全性確保のために小学校の敷地内に設置している。学校施設を共有するため、児童数や教室数なども市長部局の所管課と情報を共有できるよう努めている。</p> <p>学校施設は、子どもの学習のために優先使用するため、教室不足時には放課後児童クラブの使用に制限をお願いすることもあるが、その場合も、時間的余裕をもって、丁寧な協議を行っている。</p>
<p>【教職員の不足】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学級数の増加に伴い、教員も不足している 	<p>担任教員は確保できているが、その他の教員について欠員が生じることがある。</p> <p>教員不足は、本市に限らず全国的な課題であり、県に対して、引き続き要望を行っていく。</p>